

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

山梨労働局

最終更新日：令和7年8月21日

| 企業・事業場名称              | 所在地    | 公表日     | 違反法条  | 事案概要  | その他参考事項   |
|-----------------------|--------|---------|---|---|-----------|
| 株式会社富士製作所             | 山梨県甲府市 | R6.9.19 | 労働基準法第32条第1項<br>労働基準法第36条第6項                  | 労働者1名に、36協定の延長時間を超え、かつ、1箇100時間以上及び複数月平均80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの。          | R6.9.19送検 |
| 株式会社宗家日本印相協会          | 山梨県甲府市 | R6.9.30 | 最低賃金法第4条第1項                                   | 労働者8名に、4か月間の定期賃金合計約384万円を支払わなかったもの。   | R6.9.30送検 |
| 株式会社LAMUTARA          | 山梨県笛吹市 | R7.1.9  | 労働基準法第32条第2項<br>労働基準法第40条第1項<br>労働基準法第101条第1項 | 36協定の締結・届出無く労働者3人に1日8時間を超えて違法な時間外労働を行わせ、当該事項に対する労働基準監督官の調査に対し虚偽の陳述を行ったもの。   | R7.1.9送検  |
| 株式会社マルエスフリージングジャンクション | 山梨県笛吹市 | R7.3.18 | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の14               | フォークリフトのパレットに労働者を乗せ、高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせ、主たる用途以外の用途にフォークリフトを使用したもの。          | R7.3.18送検 |
| 株式会社シャトレーゼ            | 山梨県甲府市 | R7.5.22 | 労働基準法第32条                                     | 労働者2名について、1名は月100時間以上及び2か月平均80時間超え、1名は36協定の限度回数を超えて、それぞれ違法な時間外・休日労働を行わせたもの。 | R7.5.22送検 |
| 富岳通運(株)甲府支店           | 山梨県甲府市 | R7.6.25 | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の6                | フォークリフトを用いて作業を行う際、当該機械の転落のおそれがあったのに、転落防止措置を講じなかったもの。                        | R7.6.25送検 |

| 企業・事業場名称    | 所在地    | 公表日     | 違反法条        | 事案概要                               | その他参考事項   |
|-------------|--------|---------|-------------|------------------------------------|-----------|
| 甲斐レスピット株式会社 | 山梨県甲府市 | R7.8.21 | 最低賃金法第4条第1項 | 労働者3名に、2か月間の定期賃金合計約62万円を支払わなかったもの。 | R7.8.21送検 |